

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年5月7日付30障第502号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「1）本請求人が行った審査請求（H29.12.14付け）に関連する障がい福祉課の現時点までの作成文書のうち下記括弧書きのもの。【審査会へ諮問するまでの手引きによる期間（45日）が、守られていないよう見受けられるが、その遅れている理由を説明できる文書。遅れざるを得ない特別な理由がわかるもの。他部署との協議書、議事録、打合せ簿、報告書、事実確認書類等の障害福祉課（社会参加係）が作成した書類。】 2）本請求人への利用停止の決定が遅れた理由がわかる公文書（上記のような文書）。」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年4月20日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年5月7日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年5月11日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県知事に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年8月9日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、諮問を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を求めているのは、福岡県の障がい福祉課社会参加係が他部署と行った協議等の協議録や報告書である。その協議録の存否を回答することが直ちに請求人の識別につながるとは考えられない。
- (2) 福岡県情報公開条例が、行政文書に記載されている個人氏名等個人を識別できる情報を非開示事由としたのは、個人のプライバシー保護のためである。
- (3) 仮にこの文書に請求人の氏名や請求人の識別につながる情報（住所や職場名等）が記載されていたとしても、条例第8条（公文書の部分開示）により他の記載部分は開示できるのであるから、条例第7条第1項第1号を理由に全面非開示にすることは許されない。
- (4) 万が一、処分庁の主張するように特定の日の特定の人物の部分を開示することになったとしても、その特定の日や特定の人物の部分のみを非開示とすれば済む。
- (5) 処分庁が特定した対象文書には、実際には個人情報に含まれておらず、対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるものではない。
- (6) したがって、全面非開示の事由はなくなるので、本件処分は明らかに原則開示の条例の規定を逸脱した処分である。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 本件開示請求は、特定の個人が、特定の年月日に行った審査請求及び利用停止に関する作成文書の開示を求めるものである。
- (2) 特定の個人が審査請求を行ったか否かが明らかになるような情報は、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、本号に該当する。
- (3) 本件開示請求は、当該公文書の存否を答えるだけで、特定の個人が審査請求を行ったか否かという非開示情報（条例第7条第1項第1号）を開示することとなるため、本条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

6 審査会の判断

(1) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを規定している。

例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

このような一定の場合に、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとするものである。

(2) 本件文書の存否応答拒否の可否について

実施機関は、本件開示請求は、特定の個人が、特定の年月日に行った審査請求及び利用停止に関する作成文書の開示を求めるものであり、当該公文書の存否を答えるだけで、特定の個人が審査請求を行ったか否かという非開示情報（条例第7条第1項第1号）を開示することとなると主張している。この点について以下検討する。

本件開示請求は、個人を特定して行われていることから、本件文書の存否を応答することは、特定の個人が、審査請求又は個人情報利用停止請求を行ったか否か（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当し、条例第7条第1項第1号ただし書には該当しない。

したがって、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。